(趣旨)

- 第1条 この要綱は、市民及び市内の事業所(以下「市民等」という。)に対する緊急情報等の迅速な伝達を行うことを目的とした緊急告知防災ラジオ(以下「防災ラジオ」という。)を市民等に無償貸与するため、必要な事項を定めるものとする。 (定義)
- 第2条 この要綱において、「防災ラジオ」とはエフエム豊橋 (超短波 8 4 . 3 メガヘルツ)放送を受信することが可能であって、市からの信号による自動強制受信機能を備えたラジオ本体及び付属品をいう。

(無償貸与の交付対象)

- 第3条 市長は次の各号に掲げるものに対して、防災ラジオ等を無償貸与することが できる。
 - (1) 令和4年1月1日時点で、南海トラフ地震臨時情報に係る事前避難対象地域 に住居を有し、かつ、65歳以上の者が居住する世帯
 - (2) 南海トラフ地震臨時情報に係る事前避難対象地域内の避難行動要支援者を収容する施設及び保護する責務を有する施設
 - (3) その他市長が必要と認めたもの

(貸与の台数)

第4条 防災ラジオ等の貸与台数は、原則として1台とする。ただし、市長が特別の 理由があると認めたときはこの限りでない。

(貸与期間)

第5条 防災ラジオ等の貸与期間は、貸与の日から5年とする。

(貸与された防災ラジオの譲渡)

- 第6条 市長は、貸与期間終了後は使用者へ防災ラジオを譲渡できるものとする。 (無償貸与の手続き)
- 第7条 防災ラジオ等の無償貸与を受けようとするときは、申請書(様式第1号) を市長へ提出して申し込みしなければならない。
- 2 市長は、前項の提出があった場合には、その内容を審査の上、無償貸与の可否を 決定するものとする。

(異動の届け出)

第8条 貸与後に住所又は所在地の変更等、申請書の内容に異動が生じた場合は、使 用者は、速やかに、市長又は市長の認める者に報告しなければならない。

(防災ラジオの返還)

- 第9条 市長は、使用者に対し、次のいずれかに該当するときは、当該防災ラジオを 返還させることができるものとする。
 - (1) 第3条各号に規定する要件に該当しなくなったとき。
 - (2)この要綱に違反するとき。
 - (3) 偽りその他不正な手段により無償貸与されたとき。
 - (4) その他市長が必要と認めたとき。

(目的外使用等の禁止)

第10条 防災ラジオの使用者は、防災ラジオを目的外に使用し、又は他者へ譲渡及 び転売することはできないものとする。

(貸与された防災ラジオ等の維持管理責任)

- 第11条 防災ラジオ等の貸与を受けた者(以下「使用者」という。)は、防災ラジオを自己の責任をもって適正に管理しなければならない。
- 2 防災ラジオの使用に係る電力、電池の交換、接続機器類の設置等、防災ラジオ の維持管理に係る経費は使用者において負担するものとする。
- 第12条 市長は、使用者に対し、次のいずれかに該当するときは、当該防災ラジオ に替わるラジオを貸与する。

- (1) ラジオが故障、損傷等をした場合において、その修繕ができないとき。
- (2) その他市長が必要と認めたとき。

(損害賠償責任)

第13条 市長は、防災ラジオの誤った使用により生じた事故等に対して、一切の責任を負わない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、令和4年3月1日から施行する。

豊橋市防災ラジオ無償貸与申請書

豊橋市長 様

豊橋市防災ラジオの無償貸与に関する要綱(以下「要綱」という。)第7条の規定により、防災ラジオの貸与を申し込みます。 なお貸与後は要綱を遵守します。

申 請 年 月 日	令和	年	月	日		
住 所 (事業者の場合は所在地)	豊橋市					
フリガナ 世帯主名 (事業所の場合は事務所名称 及び代表者の職・氏名)						
電話番号(連絡先)						
防 災 ラ ジ オ	製品名	Соп	nfis	R 1 s	s	
	製造番号				通し番号	
確認者 (取扱店名)						

- ※ 太枠内のみをご記入ください。
- ※ 上記の個人情報については、防災ラジオの貸与に関する目的以外には使用いたしません。

(切り取り線)

豊橋防災ラジオ申請書 (本人控え)

受付年月日	製品名	Com	f i s	R 1 s	S				
年 月 日	製造番号				通し	番号			
	確認者								
	(取扱店名)								
	貸与期間	令和	年	月	日	~	5	年	間